

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成20年1月25日

京都市選挙管理委員会
委員長 梅林 等

京都市選挙管理委員会規程第3号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程の一部を次のように改正する。

目次中「第2節の2 選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営（第29条の2～第29条の6）」を
「第2節の2 選挙運動用ビラの
第2節の2の2 選挙運動用自
証紙（第29条の2～第29条の2の5）
自動車の使用，選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営（第
29条の2の6～第29条の6）」
に改める。

第8章第2節の2の節名を削る。

第29条の2第1項を次のように改める。

条例第2条（選挙運動用自動車の使用の公営）、第7条（選挙運動用ビラの作成）又は第11条（選挙運動用ポスターの作成の公営）の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条（選挙運動用自動車の使用の契約の締結の届出）、第8条（選挙運動用ビラの作成の契約の締結の届出）又は第12条（選挙運動用ポスターの作成の契約の締結の届出）に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候

補の届出後直ちに)、当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第3条、第8条又は第12条の規定による届出をしなければならない。

第29条の2を第29条の2の6とし、第8章中同条の前に次の1節及び節名を加える。

第2節の2 選挙運動用ビラの証紙

(選挙運動用ビラの届出)

第29条の2 法第142条(文書図画の頒布)第1項第5号の規定による選挙運動用ビラ(以下「ビラ」という。)の届出は、ビラの種類が異なるごとに別記第10号様式の2の2によらなければならない。

(選挙運動用ビラの証紙)

第29条の2の2 法第142条(文書図画の頒布)第7項の規定により市委員会が交付する証紙(以下この節において「証紙」という。)は、別記第10号様式の2の3による。

(選挙運動用ビラの証紙交付票の交付)

第29条の2の3 前条の証紙の交付を受けようとする者は、市委員会から別記第10号様式の2の4によるビラの証紙交付票(以下この節において「証紙交付票」という。)の交付を受けなければならない。

2 証紙交付票は、立候補届出後、直ちに交付する。

(選挙運動用ビラの証紙の交付手続)

第29条の2の4 証紙交付票の交付を受けた者が証紙の交付を受けようとするときは、証紙交付票及び証紙の交付を受けるべきビラの見本(記載内容の異なるビラがあるときは、それぞれ1枚)を、市委員会に提出しなければならない。

- 2 市委員会は、前条の証紙交付票1枚について市委員会が定める枚数（以下この条において「証紙交付枚数」という。）以内の証紙を交付するものとする。
- 3 証紙の交付を受ける者は、交付を受けた証紙が、証紙交付枚数に達するごとに、第1項の証紙交付票1枚を市委員会に返さなければならない。
- 4 交付を受けた証紙が証紙交付枚数に達しないときは、市委員会は、証紙交付票に証紙を交付した月日及び交付した証紙の枚数を記入し、かつ、市委員会の印を押して提出者に返すものとする。

（選挙運動用ビラの証紙交付票の再交付）

第29条の2の5 第28条（選挙運動用自動車等の表示板の再交付）の規定は、第29条の2の3（ビラの証紙交付票の交付）第1項の証紙交付票の再交付について準用する。

第2節の2の2 選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営

第29条の3第1項中「又は第9条（公費の支払）」を「、第9条（公費の支払）又は条例第13条（公費の支払）」に、同条第2項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第29条の4中「又は条例第8条」を「、条例第8条（選挙運動用ビラの作成の契約の締結の届出）に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）又は条例第12条」に改める。

第29条の5第1項中「又はポスター作成証明書」を「、選挙運動用ビラ作成証明書又はポスター作成証明書」に、「又はポスター作成業者」を「、ビラ作成業者又はポスター作成業者」に改め、同条第2項中「及びポスター作成証明書」を「、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書」に、「及び第10号様式の

8」を「から第10号様式の9まで」に改める。

第29条の6第1項中「又は第9条（公費の支払）」を「第9条（公費の支払）又は第13条（公費の支払）」に改め、「選挙運動用自動車使用証明書」の右に「、ビラ作成証明書」を、「燃料供給業者」の右に「、ビラ作成業者」を加え、同条第2項中「第10号様式の9」を「第10号様式の10」に改める。

第10号様式の2の次に次の3様式を加える。

第10号様式の2の2（選挙運動用ビラの届出書様式）

第 号
年 月 日
選挙運動用ビラの届出書
（あて先）京都市選挙管理委員会委員長
京都市長選挙
候補者
年 月 日執行の京都市長選挙において、公職選挙法第142条 第1項第5号の規定により、別添の選挙運動用ビラを頒布したいので届け 出ます。

第10号様式の2の3（選挙運動用ビラの証紙の様式）

年執行
京都市長選挙
選挙運動用ビラ
京都市選管

備考 証紙には、模様、すかし等を用いることができる。

第10号様式の2の4（選挙運動用ビラ証紙交付票の様式）

第 号

候補者氏名

証紙受領責任者氏名

年 月 日執行京都市長選挙

選挙運動用ビラ証紙交付票

京都市選挙管理委員会 印

交付できる証紙の枚数

枚

交付月日	証紙交付枚数	市委員会印
月 日		
月 日		
計	枚	

備考1 この交付票で証紙70,000枚を交付します。

2 証紙の交付枚数が法定枚数に達しないときは、市の委員会は
交付年月日及び交付枚数を記載し、市委員会の印を押して提出
者にお返しします。

第10号様式の3その2を同様式その3とし、同様式その1の次に次のように
加える。

その2

ビラ作成契約届出書

年 月 日

(あて先) 京都市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行京都市長選挙
候補者 氏 名 印

下記のとおりビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	

注 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

第10号様式の4その2を同様式その3とし、同様式その1の次に次のように加える。

その2

ビラ作成契約変更届出書

年 月 日

(あて先) 京都市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行京都市長選挙
候補者 氏 名 印

下記のとおりビラの作成契約を変更したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約枚数	
変更前				
変更後				

注 契約変更届出書には、変更契約書の写しを添付してください。

第10号様式の5その2中「第9条」を「第13条」に改め、同様式その2を同様式その3とし、同様式その1の次に次のように加える。

その2

ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

(あて先) 京都市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行京都市長選挙
候補者 氏 名 印

下記のビラ作成枚数につき、京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日 年 月 日
2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)		枚
今 回 の 枚 数 (b)		枚
枚 数 (a)+(b)		枚
備 考		

注1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から京都市選挙管理委員会に提出してください。
2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

第10号様式の6その2中「第9条」を「第13条」に改め、同様式その2を同様式その3とし、同様式その1の次に次のように加える。

その2

ビラ作成枚数確認書

第 号
年 月 日

京都市選挙管理委員会
委員長 氏 名 印

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例第9条の規定に基づき、下記のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

記

1 年 月 日執行京都市長選挙
2 候補者の氏名
3 確認枚数 枚
4 ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

注1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書と共に当該確認書を請求書に添付してください。
3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、京都市に支払を請求することはできません。

別記第10号様式の9その2中「第9条」を「第13条」に改め、同様式その2を同様式その3とし、同様式その1の次に次のように加える。

その2

請 求 書
(ビラの作成)

年 月 日

(あて先) 京都市長

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名 ㊦

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例第9条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額 円
2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
3 年 月 日執行京都市長選挙
4 候補者の氏名

注1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書と共に選挙の期日後速やかに提出してください。
2 候補者が供託物を没収された場合には、京都市に支払を請求することはできません。
(別紙)

請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額			備 考
単 個 枚 数	金 額	単 個 枚 数	金 額	単 個 枚 数	金 額	単 個 枚 数	金 額		
(A)	(B)	(A)×(B)=(C)	(D)	(E)	(D)×(E)=(F)	(G)	(H)	(G)×(H)=(I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

注1 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
(1) (E)欄が50,000枚以下の場合
7円30銭×確認された作成枚数
(2) (E)欄が50,000枚を超える場合
$$\frac{4円88銭 \times (\text{選挙運動用ビラの作成枚数} - 50,000 \text{枚}) + 365,000 \text{円}}{\text{選挙運動用ビラの作成枚数}} \quad (1 \text{銭未満の端数は切上げ})$$

3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第10号様式の9を第10号様式の10とし、第10号様式の8を第10号様式の9とし、第10号様式の7の次に次の1様式を加える。

第10号様式の8（ビラ作成証明書の様式）

ビラ作成証明書 年 月 日 年 月 日執行京都市長選挙 候補者 氏 名 印	
下記のとおりビラを作成するものであることを証明します。 記	
ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
注1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出して ください。 2 ビラ作成業者が京都市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してくだ さい。 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、 京都市に支払を請求することはできません。 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負 担の限度額は、次のとおりです。 (1) 作成枚数 70,000 枚 (2) 限度額 ア 作成枚数が 50,000 枚以下の場合 7円30銭×確認された作成枚数 イ 作成枚数が 50,000 枚を超える場合 $4円88銭 \times \frac{\text{選挙運動用ビラの作成枚数} - 50,000 \text{ 枚}}{\text{選挙運動用ビラの作成枚数}} + 365,000 \text{ 円}$ (1銭未満の端数は切上げ) ×確認された作成枚数	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(選挙管理委員会事務局選挙課)